

## 平成23年分 確定申告と住民税の納税相談日程表

月	日	曜日	本 庁		中津支所		美山支所	
			☎22-8841		☎54-0321		☎56-0321	
			午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)	午前 (9:00~11:30)	午後 (13:30~16:00)
2	16	木	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
	17	金	蛇尾・早藤・玄子・松瀬(早藤集会所)		中津支所		美山支所	
	18	土						
	19	日						
	20	月	税務課(1階相談室)		中津支所		下越方、阿田木、弥谷の各集会所	
	21	火	税務課(1階相談室)		中津支所		猪谷、笠松、滝頭、初湯川、愛口、平の各集会所	
	22	水	税務課(1階相談室)		中津支所		皆瀬公民館、上初湯川集会所	
	23	木	税理士(3階会議室)※P.8参照		下滝本集会所	望月荘	美山支所	
	24	金	小熊・鐘巻・若野(3階会議室)		税務署(中津支所)		美山支所	
	25	土						
	26	日						
	27	月	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
28	火	税務課(1階相談室)		姉子集会所	田尻集会所	李公民館、愛川児童館、熊野川生改センター		
29	水	税務課(1階相談室)		中津支所		高野集会所、西の川集会所		
3	1	木	山野・三津川・大滝川・市川(山野会館)		中津支所		美山支所	
	2	金	税務署(3階会議室)		中津支所		寒川出張所	
	3	土						
	4	日						
	5	月	三百瀬・平川・伊藤川・藤野川(平川公民館)		中津支所		美山支所	
	6	火	税務課 (1階相談室)	江川 (コミュニティ防災センター)	中津支所		美山支所	
	7	水	中津川・千津川・土生・入野(3階会議室)		中津支所		美山支所	
	8	木	和佐(和佐公民館)		中津支所		美山支所	
	9	金	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
	10	土						
	11	日	税務課(1階相談室)					
	12	月	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
	13	火	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
	14	水	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	
	15	木	税務課(1階相談室)		中津支所		美山支所	

- 各地区の納税相談日は上記のとおりですが、役場と御坊税務署でも納税相談を行っています。
- 御坊税務署と税理士の方による出張相談もありますので、お気軽にお越し下さい。
- 税務署から来署案内のあった方は、税務署で納税相談を行って下さい。

## 確定申告と住民税申告のご案内

個人の所得税、住民税は私たちにとって身近な税金であり、私たちの安全・安心な暮らしを支えるための貴重な財源です。申告はお早めをお願いします。(※国民健康保険に加入の方については、保険税の軽減判定や高額療養費の自己負担の判定等に必要のため、所得の有無にかかわらず所得の申告が必要です)

**申 告** 個人の所得税、住民税は私たちが日常生活で得ているいろいろな収入(所得)に対して課税されることになっていますので、毎年、皆さんから昨年中(1月~12月)の収入(所得)を申告していただくこととなります。下記事項を参考にいただき、ご不明な点がございましたら、税務課までご連絡下さい。

- 申告が必要な方**
- 給与・年金所得者の方
    - 2ヶ所以上からもらっている方
    - 給与所得者で、平成23年中に退職し、その後就職していない方
    - 給与所得のある方で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されていない方
  - 自営業者の方
    - 農林業、営業、その他事業をしている方(保険外交員、歩合制営業職などを含む)。
    - 家賃・地代収入等の不動産所得のあった方
  - 収入がなかった方
    - どなたの扶養親族にもなっておらず、平成23年中に収入がなかった方

**申告が必要でない方**

- 税務署に確定申告書を提出される方
- 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている方

**申告期限** 平成24年2月16日(木)~3月15日(木)です。

**課税期日** 住民税の課税期日は1月1日ですので、1月1日現在の住所地の市町村へ申告して下さい。納税も1月1日現在の住所地の市町村に納税していただくこととなります。

- 持参書類**
- 申告書・印鑑
  - 金融機関の口座番号の分かるもの(振替納税や還付申告の方)
  - 収支内訳書(事業所得のある方)
  - 源泉徴収票(給与・年金・パート収入の方)
  - 日稼ぎの方は雇用主、日数、日当等の分かる書類
  - 各種控除関係書類(年金・保険等の支払証明、医療費の領収書等)

※申告書が提出されていないと、所得証明書や納税証明書の交付ができません。

### 制度改正について

◆平成23年分の所得税より扶養控除の見直しが実施され、平成24年度以後の住民税においても同様に、扶養控除が廃止、縮小されます。

○年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除が廃止されます。

○特定扶養親族(16歳以上23歳未満)のうち、16歳以上19歳未満の者について、扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。

区 分	住民税(平成24年度より)		所得税(平成23年分より)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
扶養控除 年少扶養控除 (16歳未満)	33万円	—	38万円	—
特定扶養控除 (16歳以上19歳未満)	45万円	33万円	63万円	38万円

◆公的年金等を受給されている方で、以下の要件に該当する方は、所得税の確定申告書の提出が不要となります(住民税の申告は必要です)。

『公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が、400万円以下』かつ

『公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下』に該当する場合

※上記の要件に該当する場合でも、医療費控除や寄附金控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

お問い合わせ 税務課 ☎22-8841